

平成27年度施策の事前分析表 (資料1～資料4)

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)								担当 部局名	労働基準局監督課 労災管理課 職業能力開発局	作成責任者名	監督課長 秋山 伸一 労災管理課長 木塚欽也 能力開発課長 藤枝 茂																																																	
施策の概要	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための義肢・車いす等の支給、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るための労災就学等援護費の支給、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するための過重労働・メンタルヘルス対策、 などの諸事業を行うもの。 各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。								政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること																																																			
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>168,113,888</td> <td>168,055,478</td> <td>162,149,236</td> <td>159,424,040</td> <td>155,179,141</td> <td>152,526,964</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>17,046,636</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-57,053</td> <td>184,089</td> <td>32,861</td> <td>-1,439,128</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>185,103,471</td> <td>168,239,567</td> <td>162,182,097</td> <td>157,984,912</td> <td>155,179,141</td> <td>152,526,964</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>168,512,956</td> <td>146,226,749</td> <td>137,303,704</td> <td>136,342,336</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>91.0%</td> <td>86.9%</td> <td>84.7%</td> <td>86.3%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>								区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	当初予算(a)	168,113,888	168,055,478	162,149,236	159,424,040	155,179,141	152,526,964	補正予算(b)	17,046,636	0	0	0	-	-	繰越し等(c)	-57,053	184,089	32,861	-1,439,128	-	-	合計(d=a+b+c)	185,103,471	168,239,567	162,182,097	157,984,912	155,179,141	152,526,964	執行額(千円、e)	168,512,956	146,226,749	137,303,704	136,342,336	-	-	執行率(%、e/d)	91.0%	86.9%	84.7%	86.3%	-	-	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)の うち主なもの	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																							
当初予算(a)	168,113,888	168,055,478	162,149,236	159,424,040	155,179,141	152,526,964																																																							
補正予算(b)	17,046,636	0	0	0	-	-																																																							
繰越し等(c)	-57,053	184,089	32,861	-1,439,128	-	-																																																							
合計(d=a+b+c)	185,103,471	168,239,567	162,182,097	157,984,912	155,179,141	152,526,964																																																							
執行額(千円、e)	168,512,956	146,226,749	137,303,704	136,342,336	-	-																																																							
執行率(%、e/d)	91.0%	86.9%	84.7%	86.3%	-	-																																																							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ることにより、労働災害に関する保険給付と相まって、労働者の福祉の増進に寄与しようとするものである。 (根拠法令：労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第1条、第2条の2、第29条等)									政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○																																				
24	25	26	27	28																																																									
				○																																																									
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																					
労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	-	前年度以上	毎年度	74.4%以上	84.7%以上	85.9%以上	前年度以上	前年度以上	社会復帰促進等事業は、各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年度精査し、合目的性と効率性を確保するために各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施しており、各事業において成果目標を達成することが被災労働者等の社会復帰促進、援護等を図ることにつながるため、当該目標を設定した。 ※社会復帰促進等事業の各事業の成果目標及びその実績評価については、毎年度社会復帰促進等事業に関する検討会において検証し、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においても議論を行っている。																																																				
測定指標 (定性的)	目標		目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																				
(参考)測定指標				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																					

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 障害者能力開発校整備等 (昭和22年度)	108百万円 (99百万円)	550百万円 (439百万円)	585百万円	1	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	437
(2) 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	7,144百万円 (7,144百万円)	7,111百万円 (7,111百万円)	7,186百万円	1	労災疾病等に係る研究開発、高度専門的な医療の提供、円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援等の取組を通じて、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施しているほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供等を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業の実施状況を独立行政法人評価を通じたPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	438
(3) 特別支給金 (昭和49年度)	117,136百万円 (101,712百万円)	115,292百万円 (101,135百万円)	113,136百万円	-	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っており、被災労働者等の社会復帰促進・援護等の推進に資する。 ○休業特別支給金： 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 ・障害(補償)年金に付随するもの： 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ・障害(補償)一時金に付随するもの： 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金： 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金： 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金： 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金： 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金： 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金： 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金： 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金	439
(4) 未払賃金立替払事業実施費 (昭和51年度)	18,986百万円 (18,934百万円)	17,090百万円	13,666百万円	1	未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、具体的には、未払賃金額その他の事項について、法律上の倒産手続きの場合には破産管財人等から証明を受けた労働者、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長から確認を受けた労働者の請求に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「労福機構」という。)が立替払を行う。なお、労福機構は、労働者が事業主に対して有する賃金請求権を、労働者の同意を得て代位取得し、当該請求権を事業主に行使することにより、立替払賃金について求償を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	440
(5) 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 (平成元年度)	2,901百万円 (2,901百万円)	2,892百万円 (2,892百万円)	2,846百万円	1	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	441
(6) 外科後処置費 (昭和23年度)	67百万円 (40百万円)	66百万円 (32百万円)	68百万円	1	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	442
(7) 義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	2,527百万円 (2,434百万円)	2,558百万円 (2,501百万円)	2,658百万円	1	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	443
(8) 特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	3,487百万円 (3,467百万円)	3,585百万円 (3,480百万円)	3,680百万円	1	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	444

(9)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	472 百万円 (382百万 円)	477百万円 (355百万 円)	437百万円	1	<p>振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	445
(10)	CO中毒患者に係る特別対策事業 経費 (平成18年度)	442 百万円 (442百万 円)	430百万円 (430百万 円)	449百万円	1	<p>CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	446
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症 に関する特別措置法に基づく介護 料支給費 (昭和43年度)	10 百万円 (8百万円)	9百万円 (7百万 円)	9百万円	1	<p>一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者（最高限度額104,290円、最低保障額56,600円） ②常時監視を要し、随時介助を要する者（最高限度額78,220円、最低保障額42,450円） ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者（最高限度額52,150円、最低保障額28,300円） (※いずれも平成25年度の月額) 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	447
(12)	労災就労保育援護経費 (昭和54年度)	75 百万円 (71百万 円)	72百万円 (66百万 円)	75百万円	1	<p>業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。 ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額)</p>	448
(13)	労災就学援護経費 (昭和45年度)	2,945 百万円 (2,811百 万円)	2,910百万 円 (2,696百 万円)	2,946百万 円	1	<p>業務災害又は通勤災害によって亡くなった方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生・・・12,000円(一人月額) ②中学生・・・16,000円(一人月額) ③高校生等・・・18,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額) 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	449
(14)	労災保険相談員等設置費 (昭和44年度)	561 百万円 (470百万 円)	565百万円 (453百万 円)	566百万円	1	<p>労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	450
(15)	労災ケアサポート事業経費 (昭和52年度)	536 百万円 (523百万 円)	522百万円 (462百万 円)	462百万円	1	<p>全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	451
(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	84 百万円 (3百万円)	165百万円 (150百万 円)	178百万円	1	<p>国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	452
(17)	労災特別介護援護経費 (平成元年度)	1,927 百万円 (1,921百 万円)	1,931百万 円 (1,902百 万円)	1,902百万 円	1	<p>国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者で、原則60歳以上の者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	453
(18)	休業補償特別援護経費 (昭和57年度)	2 百万円 (2百万円)	2百万円 (1百万 円)	2百万円	1	<p>休業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない運送性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	454
(19)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	29 百万円 (26百万 円)	31百万円 (37百万 円)	29百万円	1	<p>要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	455

(20)	労災看護金等経費 (平成16年度)	12 百万円 (11百万 円)	13百万円 (7百万円)	12百万円	1	支給対象者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	456
(21)	石綿関連疾患診断技術研修事業 (平成18年度)	22 百万円 (19百万 円)	21百万円 (21百万 円)	21百万円	1	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	457
(22)	石綿確定診断等事業 (平成21年度)	16 百万円 (11百万 円)	16百万円 (15百万 円)	16百万円	1	受託者は、労働基準監督署からの依頼等に基づき、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の事項を実施する。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿繊維計測 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	458
(23)	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費 (平成16年度)	2,661 百万円 (2,653百 万円)	2,640百万 円 (865百万 円)	2,670百万 円	1	独立行政法人労働者健康福祉機構に対して、施設整備及び機器整備等の補助を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	459
(24)	労災疾病臨床研究事業 (平成26年度)	—	478百万円 (460百万 円)	1,527百万 円	1	本事業の目的を達成するため、以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、研究に必要な経費を補助する。 ①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進に資することを目的とする研究事業 ②労災疾病にかかる診断技術水準の向上を図ること及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上を図ることを目的とする研究事業 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等に資することを目的とする疫学研究事業 ④労働者の社会復帰促進等に資することを目的とする調査研究事業 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究事業 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	460

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-7-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅲ-7-1)							担当 部署名	大臣官房地方課企画室	作成責任者名	企画室長 大塚 弘満								
施策の概要	労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」という。)を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること										
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 のうちの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)							
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	1,620,352	1,515,310	1,586,088	2,062,631	2,054,672	2,312,383		-	-	-							
		補正予算(b)	21,756	-7,700	0	-3,602													
		繰越し等(c)	0	0	0	0													
		合計(d=a+b+c)	1,642,108	1,507,610	1,586,088	2,059,029	2,054,672	2,312,383											
執行額(千円、e)	1,561,905	1,457,079	1,520,037	1,612,556															
執行率(%, e/d)	95.1%	96.6%	95.8%	78.2%															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加しています。民事紛争の解決は最終的には司法の役割ですが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることは否めないため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」を目的として事業を行っています。</p> <p>都道府県においては、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは三者構成の都道府県労働委員会を活用)を行っており、国と都道府県のそれぞれに特徴がある複線型の仕組みとなっています。</p>							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28															
				○															
測定指標 (定量的)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	基準年度	基準年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度										
1 助言・指導手続終了件数に占める 処理期間1ヶ月以内のもの割合	-	-	90%以上	平成27年度	90%	90%	90%	90%	-	<p>平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである。(平成26年度実績＝総合労働相談件数約103万件(前年比1.6%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約24万件(前年比2.8%減)、助言・指導申出受付件数約9千5百件(同5.5%減))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導の特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点から助言・指導の処理期間を測定指標として定めているものである。</p> <p>なお、助言・指導とは迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理状況に鑑み、目標値を90%以上と設定した。</p> <p>また、単年度毎に助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。</p> <p>平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html</p>									
2 あっせん手続終了件数に占める 処理期間2ヶ月以内のもの割合	-	-	90%以上	平成27年度	90%	90%	90%	90%	-	<p>平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである。(平成26年度実績＝総合労働相談件数約103万件(前年比1.6%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約24万件(前年比2.8%減)、あっせん申請受付件数約5千件(同12.3%減))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんの特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点からあっせんの処理期間を測定指標として定めているものである。</p> <p>なお、あっせんは迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理状況に鑑み、目標値を90%以上と設定した。</p> <p>また、単年度毎にあっせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。</p> <p>平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html</p>									
3 あっせん手続終了件数に占める紛 争当事者の一方が不参加であった ものの割合	-	-	40%以下	平成27年度	-	-	-	40%	-	<p>平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである。(平成26年度実績＝総合労働相談件数約103万件(前年比1.6%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約24万件(前年比2.8%減)、あっせん申請受付件数約5千件(同12.3%減))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが個別労働紛争の解決手段として有効に機能しているかを評価するため、あっせんにおける紛争当事者の一方の不参加率を測定指標として定めているものである。</p> <p>なお、過去3カ年(平成23～25年度)のあっせん手続終了件数に占める紛争当事者の一方が不参加であったものの割合(平均38.1%)を踏まえつつ、あっせん手続終了件数に占める紛争当事者の一方が不参加であったものの割合をこれ以上上昇させないための目標値として、「40%以下」と設定した。</p> <p>また、単年度毎にあっせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。</p> <p>平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html</p>									

測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度	施策の進捗状況(実績)				
(参考)測定指標		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	指標4～7は指標1～3の根拠となる数字であるため、参考指標としている。
総合労働相談件数 4 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html		1,067,210	1,050,042	1,033,047	—	—	
民事上の個別労働紛争相談件数 5 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html		254,719	245,783	238,806	—	—	
助言・指導申出受付件数 6 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html		10,363	10,024	9,471	—	—	
あっせん申請受理件数 7 平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088625.html		6,047	5,712	5,010	—	—	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度					
(1) 個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)	1,583百万 円	1,561百万 円	1,556百万 円	1,2,3	全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行っている。また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行っている。総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、当事者間で個別労働紛争を未然に防止し、自主的な解決の促進を図ることが見込まれ、また、事案によっては助言・指導、あっせんを行うことで、迅速に個別労働紛争の解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して快適に働くことができる環境整備の確立への効果が期待できる。	0471	
(2) 雇用労働相談センター事業 (平成26年度)	—	499百万円 (109百万 円)	498百万円	—	国家戦略特別区域法に基づき、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター」を設置し、相談その他の援助を行う。これにより、新規開業直後の企業、グローバル企業等が雇用ルールを的確に理解し、紛争を生じることなく事業展開することが容易となると期待できる。	0472	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅳ-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標Ⅳ-5-1)</p>								<p>担当 部局名</p>	<p>職業安定局訓練受講者支援室 職業能力開発局能力開発課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>訓練受講者支援室長 松原 亜生子 能力開発課長 波積 大樹</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 (目標2)職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 (目標3)施策目標1・2とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。</p>								<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度要求額</p>	<p>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>													
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>81,022,385</p>	<p>142,753,294</p>	<p>62,921,353</p>	<p>48,363,135</p>	<p>26,351,047</p>	<p>22,627,408</p>	<p>第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成23年1月24日</p>	<p>雇用保険を受給できない方への第二のセーフティネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。</p>														
<p>補正予算(b)</p>	<p>15,274,144</p>	<p>0</p>	<p>△4,341,284</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>																	
<p>繰越し等(c)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>																	
<p>合計(d=a+b+c)</p>	<p>96,296,529</p>	<p>142,753,294</p>	<p>58,580,069</p>	<p>48,363,135</p>	<p>26,351,047</p>	<p>22,627,408</p>	<p>22,627,408</p>																	
<p>執行額(千円、e)</p>	<p>24,962,766</p>	<p>50,214,644</p>	<p>41,383,740</p>	<p>29,658,892</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>																	
<p>執行率(%)、e/d</p>	<p>25.9%</p>	<p>35.2%</p>	<p>70.6%</p>	<p>61.3%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>																	
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する。 根拠法令：職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、雇用保険法第64条等</p>								<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																				
				○																				
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>目標年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>															
<p>1 求職者支援訓練における、訓練終了3か月後の就職率</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>平成27年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>—</p>	<p>求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の「早期の就職を支援」する制度であるため就職率を測定指標に設定。 26年度以降は雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更したことを考慮して、基礎コース55%以上、実践コース60%以上を目標値として設定した。 ※1 平成26年度以降は、雇用保険が適用される就職率を測定指標としている。(平成25年度までの測定指標は、短期間の就職を含めた就職率である。) ※2 平成25年度実績は、平成25年度中に開講し、平成26年9月末までに修了したコースの訓練終了3月後の実績。 ※3 平成26年度実績は、平成26年度中に開講し、平成26年11月末までに修了したコースの訓練終了3月後の実績。</p>														
<p>2 求職者支援訓練修了者における満足度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>平成27年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>85%以上</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握するため測定指標に設定した。 求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度が85%以上を得ることを目標値として設定した。</p>														
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>														
<p>(参考)測定指標</p>				<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)	581.8億円 (442.4億 円)	537.2億円	315.4億円	1.2	<p>・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域格差等により不足する場合があることから、円滑な訓練受講に資するために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。</p> <p>・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。</p> <p>【施策目標達成への寄与の内容】</p> <p>①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。</p> <p>②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。</p> <p>③上記①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。</p> <p>により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで55%、実践コースで60%という目標の達成に寄与する。</p>	589

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(VI-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること(施策目標VI-5-1)							担当 部局名	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	作成責任者名	家庭福祉課長 大隈俊弥										
施策の概要	本施策は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な施策を実施して、ひとり親家庭の自立支援の推進を図っている。							政策体系上の 位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標5 ひとり親家庭の自立を図ること												
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に 関係する 内閣の 重要 施策(施 政方針 演説等 のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)									
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	185,504,833	185,638,346	192,079,330	187,831,273	183,701,757	182,009,740		経済財政運営と改革の基本方針 2015	平成27年6月30日	「少子化社会対策大綱」や「子供の貧困対策に関する大綱」を推進する。… (中略)… 「子供の未来応援国民運動」などの子供の貧困対策を推進し、経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯への支援など、必要な財源を確保しつつ、集中的に実効性のある政策を投入する。これらの取組を進める際、財源を確保する方策について幅広く検討する。また、ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実と併せて、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等について、年末をめどに政策パッケージを策定し、その取組を推進する。									
		補正予算(b)	0	0	0	0	—														
		繰越し等(c)	0	0	0	0	—														
	合計(d=a+b+c)		185,504,833	185,638,346	192,079,330	187,831,273	183,701,757	182,009,740													
執行額(千円、e)		177,423,242	178,045,288	181,471,119	集計中	—	—														
執行率(%、e/d)		95.6%	95.9%	94.5%	集計中	—	—														
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成14年に母子及び寡婦福祉法を改正し、国が策定した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、①「子育て・生活支援策」、②「就業支援策」、③「養育費確保策」、④「経済的支援策」の4本柱により、総合的な自立支援を行っている。さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)において、ひとり親家庭の貧困に対応する支援施策の強化が求められており、同法に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)」を策定した。 ※少子化社会対策大綱(平成27年3月中閣議決定予定)を踏まえ追記予定。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>			24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																	
				○																	
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
1 高等職業訓練促進給付金支給件数	集計中	平成26年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	前年度以上	前年度以上	母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得を支援し就職を容易にし、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進につながることから、当該測定指標とその目標値を設定した。											
2 自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体の割合	93.3%	平成25年度	100%	平成31年度	-	-	100%	100%	100%	母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、当該測定指標とその目標値を設定した。											
3 母子・父子自立支援プログラム策定件数	集計中	平成26年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	前年度以上	前年度以上	個人の状況に応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせ支援し、自立阻害要因を取り除き、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立を促進できる母子・父子自立支援プログラムの策定件数を増加させることにより、母子家庭及び父子家庭の自立のための総合的な支援の充実が図れるため、当該測定指標とその目標値を設定した。											
4 母子・父子自立支援員の配置数	集計中	平成26年度	前年度以上	毎年度	1,601人以上	1,622人以上	1,644人以上	前年度以上	前年度以上	母子家庭及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子・父子自立支援員の配置を進めることにより、母子家庭及び父子家庭の自立のための総合的な支援の充実が図れるため、当該測定指標とその目標値を設定した。											
5 養育費相談支援センターへの相談件数	集計中	平成26年度	前年度以上	毎年度	6,729件以上	8,199件以上	7,973件以上	前年度以上	前年度以上	本事業の相談件数を増やすことにより、相談による支援が推進され、養育費確保の促進につながる。また、平成24年4月より施行されている民法一部改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、子の監護費用や面会交流が明示されたことから、当該測定指標とその目標値を設定した。											

測定指標 (定性的)	目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	目標年度		施策の進捗状況(実績)					
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 児童扶養手当 (昭和36年度)	1772.5億円 (1692億円)	1736.1億円 (-億円)	1717.9億円	-	離婚によるひとり親世帯等、児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して児童扶養手当を支給することにより、ひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を図る。	700		
(2) 母子家庭等対策総合支援事業 (平成15年度)	97億円 (94億円)	91億円 (-億円)	74億円	1, 2	・雇用保険の受給資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(受講料の2割相当額(上限10万円))を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施。 ・看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る「高等職業訓練促進給付金事業」を実施。 これらの事業を実施することにより、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進を図る。	701		
(3) 養育費確保支援事業委託費 (平成19年度)	0.6億円 (0.5億円)	0.6億円 (-億円)	0.6億円	5	母子家庭等に対する養育費相談を実施するとともに、養育費専門相談員等を対象とした養育費に関する研修の実施、養育費に関する情報提供等を実施することにより、母子家庭等の養育費の確保を促進する。	702		
(4) 母子父子寡婦福祉貸付金 (昭和28年度)	50億円 (27億円)	50億円 (-億円)	44億円	-	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活に必要な資金やその扶養している児童の修学に必要な資金等について貸付を実施することにより、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進する。	703		
(5) 母子家庭等自立支援対策費 (-)	0.03億円 (0.01億円)	0.2億円 (-億円)	0.8億円	3,4	母子家庭等の自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催や調査研究を行うことにより、母子家庭等対策の推進を図る。	704		
(6) 母子家庭等自立促進基盤事業 (平成27年度)			0.09億円	-	母子・父子福祉団体等の民間団体が行うひとり親家庭への支援活動を支援することにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。	新27-038		